



静岡労働局発表  
令和5年8月28日

担当	静岡労働局労働基準部 健康安全課長 皆野川 順夫 課長補佐 宮澤 純 電話 054 - 254 - 6314
----	---

## 橋梁工事施工現場に対する緊急立入調査結果の概要 (70現場のうち8現場で違反)

静岡労働局（局長 笹正光）では、令和5年7月6日の国道1号線静岡バイパス清水立体工事現場における橋桁落下災害事故を受け、各労働基準監督署による県内の橋梁工事施工現場に対する緊急立入調査を実施しましたので、その結果を公表いたします。

緊急立入調査目的：橋梁工事における災害の防止

緊急立入調査対象：橋梁工事施工現場 70現場

（発注者の内訳）

公共等の発注（ を除く ） 53現場（違反現場：7現場）

国土交通省発注 17現場（違反現場：1現場）

緊急立入調査期間：令和5年7月11日から同年7月31日

調査官の人数 ： 延べ84名

発注者の同行人数：延べ94名

緊急立入調査結果の概要：70現場のうち8現場で法違反が認められました。

詳細は別添のとおり



## 橋梁工事施工現場に対する緊急立入調査結果の概要

静岡労働局

調査対象	橋梁工事施工現場 70現場		
	【内訳： 公共等の発注（ を除く ）53現場 国土交通省発注 17現場】		
調査期間	の対象現場 7月11日から28日	調査官人数 延べ58名	発注者同行人数 延べ70名
	の対象現場 7月11日から31日	調査官人数 延べ26名	発注者同行人数 延べ24名

## 法違反が認められた現場の違反法条項、指摘した現場数及び指摘内容（8現場）

法条項の「法」とは労働安全衛生法を示す。「安衛則」とは労働安全衛生規則を示す。「ク則」とはクレーン等安全規則を示す。

法条項	現場数	指摘内容	備考
法29条	7	元方事業者として、関係請負人が法令に違反しないよう必要な指導が行われていなかったこと。	
法14条 安衛則18条	2	作業主任者の氏名等を、現場の見やすいところ等に掲示する等により周知していなかったこと	足場の組立等、 有機溶剤各1現場
法30条 安衛則638条 の3	1	車両系建設機械の作業計画を作成していなかったこと	
法20条 安衛則155条	1	車両系建設機械の作業計画を労働者に周知していなかったこと	
法20条 安衛則158条	1	車両系建設機械の接触防止措置を講じていなかったこと	
法20条 安衛則567条	1	足場の点検記録を作成していなかったこと	下請事業者2社
法20条 安衛則568条	1	足場の点検を行っていなかったこと	
法20条 ク則66条の2	1	移動式クレーンの作業計画を作成していなかったこと	
法45条 安衛則169条	1	車両系建設機械の定期自主検査記録を作成していなかったこと	
法61条	1	ガス溶接技能講習修了証について不携帯であったこと	

1現場で複数の指摘を行っているところがあるため、現場数の合計は8を上回る。

### その他指導を行った事項

指 導 事 項	現場数
・ 安全な作業手順の作成と作業手順の周知徹底	6
・ 熱中症対策の徹底（WBGT値の活用等）	5
・ 使用する化学物質に対するリスクアセスメント実施	3
・ 呼吸用保護具の使用時間の把握実施	2
・ 昇降路入口からの転落防止措置の徹底	1
・ 墜落制止用器具の適正使用（手すり設置等を基本とすること、作業床の高さによる選定）	1
・ 橋梁点検車作業床の中さん位置を適正なものとする	1
・ 安全通路の適正使用徹底（設定された安全通路の周知徹底）	1